

議案第 56 号

徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に
伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 27 年 3 月 31 日をもって、徳島県市町村総合事務組合を組織する板野郡西部学校給食組合が解散したため、徳島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定めることにつき、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 10 日提出

小松島市長 濱田 保徳

徳島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合規約（昭和 54 年徳島県指令地方第 5 号）の一部を次のように改める。

別表第 1 中「，板野郡西部学校給食組合」を削る。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「，板野郡西部学校給食組合」を削り，同表第 3 条第 11 号に関する事務の項中「，板野郡西部学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は，徳島県知事の許可のあった日から施行し，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。